

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年10月5日（木）10時00分～11時10分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（2名） 川口俊一 瀬口毅士（敬称略）
	労働者代表委員（3名） 白石裕治 中原潤 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（2名） 小原秀治 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名） 森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出について
	2 最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6 今後の審議日程について
	7 その他
配付資料	1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿
	2 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
	3 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
	4 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
	5 令和5年度運営小委員会における労使の主な主張
	6 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
	7 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
	8 令和4年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
	9 令和5年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果
	① 労働者数復元
	② 事業所数復元
	10 鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12 鹿児島県の最低賃金
	13 令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況
	14 鹿児島県金融経済概況（日本銀行鹿児島支店）
15 県内景況（㈱鹿児島銀行 ㈱九州経済研究所）	
16① 最低賃金専門部会運営規程（令和5年7月6日改正）	
16② 審議会公開要領（令和5年7月6日改正）	

○ 松山室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、令和5年度第1回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会ですので、

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。
まず、開催に先立ちまして、本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。
なお、本日は、公益委員の伊藤委員及び使用者代表委員の中村委員が欠席されております。
それでは、公益委員からご紹介いたします。
川口委員でございます。

- 川口委員
川口です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
瀬口委員でございます。

- 瀬口委員
瀬口です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。
白石委員でございます。

- 白石委員
白石です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
中原委員でございます。

- 中原委員
中原です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
吉海江委員でございます。

- 吉海江委員
吉海江です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
次に、使用者代表委員をご紹介いたします。
小原委員でございます。

- 小原委員
小原です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
森山委員でございます。

- 森山委員
森山です。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
最後に事務局でございます。労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の森川でございます。

- 森川労働基準部長
森川でございます。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
賃金室長補佐の松下でございます。

- 松下賃金室長補佐
松下と申します。よろしくお願いいたします。

- 松山室長
そして私が賃金室長の松山でございます。よろしくお願いいたします。
それでは1回目の専門部会でございますので、森川労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

- 森川労働基準部長
森川でございます。私から一言ご挨拶を申し上げます。
皆様方におかれましては、日頃から労働行政に対しまして、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。
また、皆様方、非常にお忙しい中、本年度の専門部会委員にご就任いただき、ありがとうございます。
さて、鹿児島県の最低賃金につきましては、皆様ご承知のとおり、44円アップの897円となりまして明日から発効となります。
余談ですが、本日、最低賃金に関しまして県民の皆様知ってもらうため、先ほど中央駅周辺において周知活動を行ってまいりました。なかなか、そんなに上がるんですかという反応があって、過去最高額のアップということで影響があったのかなと思っているところでございます。
一方で産業別最低賃金につきましては、先日審議を行い、改正の必要性の審議を行ったところ、自動車（新車）小売業のみが改正の必要性ありと答申をいただきまして、本日から専門部会を開催することになったものでございます。
産業別最低賃金につきましては、ご承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮され、

関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございまして、これまで慣行としまして、この審議につきましては、全会一致での議決をいただいているところでございます。今年度におきましても、これまでの慣行等を尊重していただきながら、審議を進めていただければ幸いに存じます。

皆様方におかれましては、限られた期間の中で、大変なご苦勞をおかけするかとと思いますが、本年度の審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

以上です。

○ 松山室長

それでは、ここから先は座って説明させていただきます。会議に先立ち、委員の皆様にお願いがございます。専門部会では議事録を作成し、その議事録には発言者の氏名を記載することとなっております。正確な議事録を作るために、大変ご面倒ですが、マイクを握り、進行役である部会長を除き、発言される際は、予めお名前を名乗っていただきますようお願いいたします。

最初に、本日の議題 1 番目となります部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。

これまでの慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松山室長

ありがとうございます。それではお決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 瀬口委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に川口委員、部会長代理に伊藤委員を候補者として推薦することが決定しています。以上です。

○ 松山室長

ただ今、公益委員の瀬口委員から、部会長に川口委員、部会長代理に伊藤委員を推薦する旨のご報告をいただきました。

皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 松山室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の部会長に川口委員、部会長代理に伊藤委員に決定させていただきます。

では、川口部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 川口部会長

ただ今ご承認いただきました公益の川口でございます。ご協力よろしくをお願いいたします。

今年度もですね、特定最低賃金、産業別最低賃金として県内で唯一のいわゆる審議会として、改正の審議が始まることとなります。非常にすばらしいことだと考えているところです。

自動車小売業の皆様に関しては、先々月ですかね、新聞の方でも非常に資本の再編が、地場資本の再編が加速しているという記事等があります。人口減少、労働力不足、市場縮小等の非常な目まぐるしい環境の変化を受けておるところではあります。いわゆる経営においても一番最も根幹となるような賃金の問題、そして労働契約上も極めて大切な労働条件、労働契約上の賃金の問題を審議する貴重な場であります。是非ですね、労使のイニシアティブを発揮して、有意義な審議をできることを期待するところであります。我々、公益としてもですね、非常にそのような、重要な、重責を担っているという認識のもとであります。ぜひ、実りのある会議となるようにご協力をいただくことをお願い申し上げて挨拶としたいと思います。

それではですね、ただ今より、令和5年度の第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本専門部会の成立について、事務局よりご報告をお願いします。

○ 松山室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員2名の合計7名の委員にご出席していただき、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ただ今、会が有効に成立していることの報告でございます。それでは、その前に、事務局から確認事項についての説明をお願いいたします。

○ 松山室長

確認事項につきましてご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条で、会議は、原則として非公開とするとなっていたため、従来非公開として取り扱

われていたところです。しかしながら、令和5年7月6日の第1回本審において資料16の1の2ページのとおり、同条項について会議は、原則として公開とするとの改正案をご承認いただいております。

また、資料16の2の審議会公開要領の2ページになりますが、公開要領5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしております。

なお、傍聴につきましては、公労使三者が揃って議論を行う場のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができないことを周知しております。

以上のことより、令和5年度本専門部会においては、第1回から専門部会が解散されるまで公労使三者が揃って議論を行う場については一括して、公開の扱いにさせていただきたいと考えております。なお、ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、部会長のご判断をお願いいたします。

本日に関しましては、取材希望及び傍聴希望に関しまして事前に周知をしておりましたが、いずれも希望者はおりませんでした。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、部会長のご判断をお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明でした。本日から専門部会の公開についての確認です。

改正された運営規程より公開としてはどうかということですので、私部会長としましては、本審の議題のうち、定例的な議題については、内容からしても非公開にする理由はないと考えております。傍聴と取材及び会議資料の配付を認めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、本日を含め今後の専門部会は公労使三者が揃って議論を行う場について公開としたいと思います。本日は、傍聴希望者等はいらっしゃらないということですね。

○ 松山室長

はい。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、審議をこれより開始したいと思います。

本日の資料の説明を事務局お願いします。

○ 松下補佐

本日の資料につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料、番号打ってございますが、資料番号1は、令和5年度の当専門部会の委員名簿でございます。

続きまして資料番号2ですね、最低賃金法第15条第1項に基づき、労働者側から提出された申出書の写しで、自動車（新車）小売業最低賃金の改定を求めるものでございます。

平成20年7月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理されまして、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるとされたところでございます。この申出書がその申出に該当いたします。

続きまして資料の3になります。先ほどの申出を受けまして、第2回本審において改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しとなります。

続きまして資料番号4です。資料番号4は必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しとなります。

続きまして資料番号5ですね。運営小委員会における労使の主な主張を事務局で取りまとめたものとなっております。

続いて資料番号6です。運営小委員会からの報告を受けて、第4回本審で審議した必要性の有無に関する答申文の写しとなっております。なお、改正決定することを必要と認めるという結論は、運営小委員会において全会一致となった結論であるということを念のために申し添えます。

続きまして資料番号7です。資料番号7は資料番号6の答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しとなります。

次に資料番号8です。これは令和4年度の自動車（新車）小売業最低賃金のランク別決定状況となっております。

続きまして資料番号9①です。本年度実施しました最低賃金に係る基礎調査結果の総括表を基に計算しました、現行最低賃金の未満率、最低賃金引上げ額・率と影響率との関係を取りまとめたものでございます。関係表の後ろにですね、総括表、総括表というものがA3のものがございますが、この総括表は労働者数復元によるものとなっております。

続きまして資料番号9②です。こちらは先ほどの資料No.9①と同じ見方になります。こちらの方は、事業所数復元による数字となっているものとなります。

続きまして資料番号10です。資料番号10は平成3年度から令和4年度までの自動車（新車）小売業最低賃金の改定状況の推移を取りまとめたものとなっております。上の表が自動車（新車）小売業最低賃金の未満率及び影響率を記載したのとなっております。下の表が自動車（新車）小売業最低賃金及び地域別最低賃金の引上げ額とその引上げ率を記載したのとなっております。

続きまして資料の11です。こちらは令和5年度の答申日ごとの発効予定日一覧表となっております。こちらはあくまでも最短の予定を示したのとなっております。ちなみに、今回の自動車（新車）小売業最低賃金ですね、年内の発効を目指すとするれば、答申日の期限は11月1日水曜日ということになります。

続きまして資料番号12です。こちらは現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。皆

様ご承知のとおり、本年 10 月 6 日から、明日からですね、地域別最賃が 897 円に改定されております。なお、自動車（新車）小売業最低賃金は現行では 902 円ということになっております。

続いて資料番号 13 ですね。こちらは本年度の地域別最低賃金の決定状況、これは全国の方ですね、を掲載しております。

続いて資料番号 14 です。こちらは日本銀行鹿児島支店が 10 月 2 日に発表した鹿児島県金融経済概況となっております。中を見ていただきますと、概要において、鹿児島県の景気は緩やかに回復しているとされております。また、各論 1 の個人消費の中でですね、乗用車新車登録台数含む軽自動車は、前年を上回って推移しているとされております。

続いて資料番号 15 です。こちらは鹿児島銀行、九州経済研究所が 9 月 29 日に発表した県内景況です。冒頭におきまして、最近の県内景況は消費関連が回復し投資関連はやや持ち直した。一方、観光関連が一服、雇用情勢は横ばい、生産活動が低調、畜産関連が低迷している。足元では、コロナ 5 類引き下げによる社会経済活動が再開し、全体として回復傾向が続いているものの、物価上昇や電子部品関連の在庫調整の影響などで勢いがやや減速しているとされております。その資料の 2 ページの方の消費関連というところです。一番下の項目になっておりますが、こちらの方で 7 月の乗用車新車登録台数は 7 か月連続で前年を上回った。車種別にみると、普通車は 45.1% 増、小型車が 7.8% 減となった。8 月の軽自動車届出台数は 3 か月ぶりに前年を上回ったとされております。

続いて資料番号 16 になります。こちらは令和 5 年 7 月 6 日に改正された最低賃金専門部会運営規程、審議会公開要領となっております。

以上で資料の方の説明を終わらせていただきます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に、委員の皆様方何かご質問等ございませんか。

○ 川口部会長

無いようですので、議題の 1 の方は終わらせていただいて、続きまして、議題 2 の最低賃金を決定する場合の確認事項についてに移らせていただきます。

事務局説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

それでは、確認事項について、ご説明いたします。

従来から、産業別最低賃金における金額審議は、全会一致で決定しております。これにつきましては、平成 14 年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされております。

これを受けまして、平成 14 年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第 8 回本審におきましても、同様な事項が合意され、平成 26 年度の電気関係専門部会以外はこれまで全会一致で議決してきました。

産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下にですね、設定されるべきものであるという考え方に基づいておりますので、本年度も全会一致という決定に至るようにご努力いただきますことをご確認いただきたいと思っております。

また、産業別最低賃金につきましては、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取り扱いを行ってまいりました。

このことについては、去る8月26日に開催されました第4回本審で、本年度も同様の取り扱いをする旨決定されておりますので、これにつきましてもご確認をお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、金額審議についての確認事項等ございました。ご質問等ございませんか。

○ 川口部会長

無いようでしたら、もう一度再確認です。関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力をすること。そして最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とすること。この2点についてご確認をいただけたものといたします。

続きまして、議題3の産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについて、事務局説明をお願いいたします。

○ 松下補佐

それでは説明させていただきます。

お手元の資料12ですね、鹿児島県の最低賃金のリーフレットをご覧ください。リーフレットの真ん中より下ですね。ちょっと小さいですが、囲ってある米印のところですね。最低賃金には、次の賃金は算入されませんというところがございます。そちらをご覧ください。ここに①から④までございます。①から③の賃金はですね、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められております賃金で、最低賃金に算入しない賃金となっております。その他に、産業別最低賃金から除外する手当をですね、地方の審議会で定めることが可能となっておりますが、従来、最低賃金の対象となる賃金から④として精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3つの手当を除外しております。次に、適用除外となる労働者につきましても、同じリーフレットの適用範囲の欄に記載してあります。こちらが自動車（新車）小売業のところの一番右の適用範囲というところですね。こちらの方に①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、③清掃又は片付けの業務に主として従事する者の3項目が設定されております。

以上で説明を終わります。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者のこれまでの取扱いについて説明があったところです。従来どおり本年度も同じような取り扱いで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについては、従来どおりの取り扱いということにいたします。

次の議題として4番目の議題です。実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてを議題とします。

これにつきましては、関係する産業の方々が労使双方とも委員となっておられますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応するという事でよろしいのではないかと考えておりますが、如何でしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、そのような考え方で行きたいと思います。

○ 川口部会長

続きまして、議題5の審議に当たっての労使各側の基本的考え方についてを議題としたいと思っております。

労使の運営小委員会での主張については、お手元の資料5にありますように、8月28日開催の第4回本審で、令和5年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところですが、これと併せて、各側から本年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的な考え方について、述べていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それではまず労側から基本的な考え方等の説明をお願いいたします。

○ 白石委員

基本的な考え方ということで、前回申出のところと重なるところはあるんですけど、再度というような形でご説明させていただきたいと思っております。資料の方はですね2種類、全体の説明の資料とそれに伴う添付資料みたいな形で、二つ用意させてもらってますのでよろしく願いいたします。

まず、基本的な考え方として、自動車産業はですね日本の基幹産業であり、鹿児島において自動車小売業を支えているのはですね、そこで働く人である。また、持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、労働の質の高さにふさわしい労働条件を実現し、働く人の

意欲と活力を高めて産業の活性化を図っていくことが必要となる。

自動車産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金は、産業の魅力の向上、そして競争力の源泉となる人財の確保と流失防止、そして産業・企業の活性化と成長に繋がっている。そこで働くことの位置づけを高めるべく、産業にふさわしい水準とすることが必要となってきます。

自動車新車小売業に従事する労働者で労使交渉による最低賃金協定で保護されている労働者は、過半数であり、労使交渉の手段を持たない労働者にとって、自動車新車小売業の最低賃金は賃金の下支えとなっており、未組織・非正規労働者を含めた現場力を支えるためにも、特定最低賃金は地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大することが必要となると思います。

特定最低賃金はですね、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正なですね企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するということと、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであります。地域別最低賃金に対する優位性を維持・拡大することによって、産業にふさわしい特定最低賃金を設定することが重要であると考えております。

2つ目に、特定最低賃金に期待される機能・役割ということで。

まず1つ目に、労働条件の向上ですね。労働条件の向上が最低賃金制度全体の目的であり、しかし、賃金を含む労働条件は産業により大きく異なっているということが実態でございます。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた審議により、ふさわしい最低賃金水準を決定する必要があります。

2つ目に、公正競争の確保ということで、賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保も最低賃金制度全体の目的であります。しかし、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別最低賃金のみではですねこれを確保できない産業が存在します。地域別最低賃金を上回る水準で特定最低賃金を設定することによって、より高いレベルでの公正競争を確保することが必要であるというふうに思っております。

最後に、労使交渉の補完・代替ということで、本来、労働条件はですね労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものです。しかし、労働組合の組織率がですね2割を切る日本では、8割以上の労働者は自らの労働条件の決定に関与できません。設定の申請や金額決定に関係労使の参加が決められている特定最低賃金は、企業別の労使交渉を補完そして代替する役割を担っているというふうに思っております。

また、特定最低賃金の決定にはですね、地域における当該の産業労使が積極的に関わる必要がありますというふうななかたちで、大きく貢献すべきものであるというふうに思っております。

3つ目に、新卒の就職・初任給についてということで、こちらの方はですね別冊資料にページを打っておりますが、別冊資料の2ページから3ページということで、地域別の最低賃金でも使った資料もございますので、公益委員の方には二重になっての説明になると思いますけど、ご了承願えればなというふうに思います。

新卒者のトータルでコロナ前までは55%前後で県内に就職してきました。今年度は60%前後で推移しており、県内にとどまる割合は多くなってきたということではございますが、毎年2,000以上の新卒者が県外に就職しております。過去直近のところで、高校生、大学生、短大生いう

ようなことで、トータルというような形で人数も入れてさせてもらっています。3枚目の方が、3ページ目、これが新卒の初任給についてということで、全国平均で高卒男子マイナス 8,000 円、大卒でマイナス 15,000 円、昨年対比で高卒男子が 3000 円増、そして大卒男子で 6000 円増というふうになっております。

しかし、初任給を時間計算して最低賃金と比較してみますと、高卒男子で法定労働時間マイナス 171 円、そして自動車の特定最賃比較でみるとマイナス 122 円、黄色の枠の中段になります。鹿児島県の毎勤調査での調査でも令和 4 年度の平均 143.8 時間、労働時間ですけれど、これを割りますとマイナス 387 円、そして自動車の最賃の比較でもマイナス 338 円というふうになっていて、時間計算でも高卒男子よりも低い金額となっているという形になります。

資料ナンバーの 4 から 5 になりますが、人口の流出というようなことで、これは九州経済研究所の 2023 年のデータから引っ張ってきておりますが、人口は 2022 年 10 月現在でも 156 万 3,124 人で減少し続けているということです。98 年以降も社会動態、自然動態ともにマイナスとなって人口減少は続いていて、少子高齢化はですね加速しています。県外への移動に関して 20 年度は新型コロナウイルスの影響で前年度に比べて大きく減少しておりますが、転入転出者数をみえますと、ともに福岡が最も多く、首都圏、隣県の熊本、宮崎というような形になっております。

また、地域別最低賃金と若者の転入の超過率を比較しても、最低賃金の高い A ランクに人が増えて、低い C ランクはですね減少というようなことは一目瞭然になっているのかなというふうに思っております。

資料ナンバーの方のですね 6、7 ということで、これが同じく九州経済研究所の月刊誌の KEER 9 月号というようなことで、記事の方に載っております。資料ナンバーの 6 ページですね。それによりますと、県内のアンケートを行って、人手不足感についてというようなことで、人手不足を感じているというような企業が 68%、そして非正規については 45% になっております。また、人手不足の要因に関してはですね、最も多い回答は自社が望む人材から応募がないが 54%、そして業界・業種の人気がないというのが 50% になっております。これは 7 ページの方のアンケート結果の表から見れると思います。そして、人手不足への対応に関して今後検討しているというようなことでですね、賃金や賞与の引上げが 63%、そして働きやすい職場環境づくりが 62% というふうになっております。

まとめというようなところにおきましては、24 年 4 月から適用される建設業、運輸業などの時間外労働の上限規制に加えて、少子高齢化、人口減少による構造的な労働力人口減少ということで、人手不足はますます深刻さを増すことが予想されると。そして人材確保のために賃金を引き上げることはもはや必須の対策となりつつあるというようなことが書かれております。

続きまして、国際比較というようなことで、これは自動車総連さんの方で出している OECD の資料になりますが、やはりわが国の賃金は 20 年以上にわたって停滞、そして平均年間賃金は 1997 年水準で 20% 以上増加していないというのは日本とイタリアのみですよというふうにして書いております。

やはり、欧米に比べると日本の水準は低くて、働く国としての魅力が落ちてきていると。少子高齢化に伴い日本はですね、外国人労働者を採用というようなことを目指しておりますが、国際的に見た日本の最低賃金の低さでは、外国人労働者をいつまでも呼べるというようなことではございません。

他国に比べて賃金の低い日本、その中で一番賃金の低いランクのCランクの中に鹿児島が入っているということで、今後呼べる可能性も極端に下がっていくのではないかなという形で懸念をしております。

次に8ページの方の資料になりますが、鹿児島県の毎月勤労統計調査の7月号になりますが、実質賃金の方はですね23年5月までが前月比で14か月連続減少と、そして6月は0.4%の増になっていますが、7月の方は3.3%の減というふうになっております。

次のページですけど、消費者物価指数ということで、鹿児島県の総合政策部の統計の方から鹿児島市の消費者物価の方を出しております。足元の消費者物価は、昨年から変わらず働く者の生活に大きな打撃を受けているというようなことで、総合指数でみても104.4、そして持家の帰属家賃を除く形でも105.4%、特に食料品は112.6、そして家具・家事用品になりますと110.9と、それぞれ物価も高くなっているというような形になっております。

直近の自動車産業のデータということで、11ページの方に、申出の方になりますが、労働協約上の最も低い額ということで、県の方で月額168,500円、そして時間額1,060円となっております。12ページの方を開けてもらいますと、これは自動車産業の全国の自動車総連の中の最低賃金協定の推移になりますが、その中で2021年が162,702円、これが4.42%増、そして去年、2022年が164,556円、1.13%、そして2023年が170,974円、3.75%と、今年度の自動車総連の中の企業内賃金も大幅に上がっているということが手に取って分かると思っております。

続きまして13ページの方になりますが、表紙の方だけ労働局のハローワークの求人ということで、ハローワーク鹿児島ということで表紙だけは載せてもらいましたが、資料の中身の方はですね鹿児島県内の表になっております。1枚目を開けてもらいますと、これA社とは書いてありますが、すみません、A社というのはいすゞ自動車さん、これが現在の募集が、小売業ですね、新車販売と書いてありますが、青い線で書いてありますが、230,000円から350,000円で正社員の方の募集をされているということです。続きまして、2枚目B社ということで、鹿児島トヨタさんが209,051円から265,061円で募集していると。C社ということで、次のページにまた青い枠ですが、スズキ販売さんの方が営業というような形で183,000円から253,000円というふうになります。最後にD社ということで、小野自動車工業と、ここはちょっと新車小売ではないんですが、自動車産業の募集というようなことで、提示させてもらいました。これが180,000円から230,000円ということで。

ここで注目してもらいたいのはですね、鹿児島県の労働協約で結んでいる金額は168,500円です。いずれも労働協約の168,500円を超えて募集していますよということです。この金額でないとなかなか、人手不足感もあり、募集できないというような金額になっているのではなからうかというふうに思っております。

最後のページになりますが、地域別の最低賃金の動きというようなことで、これは地域別最低賃金の前回の専門部会で労働局の方からですね配られた、本日配られた資料の中にもございますが、昨年まで4ランクだったのが3ランクに変更になっていると。そして、目安制度の在り方ということで、4ランクから3ランクへと見直されて、本県はCランクの方に位置付けられております。ランクの見直し自体が地域間格差の是正を図るためというようなことで認識しておりますし、昨年も目安に対して大幅な額で上がったというようなことで見ますと、割合的にはやはりDランクは最も多かったというふうに思っております。

今年度なんですけど、今年度の改正にあたりまして、23の都道府県が目安どおりの引き上げ

をしていると。Aランクに属する6都道府県では、千葉県を除いて目安どおりなんです、一方、24県というような形で言うと、目安を1円から8円上回る引き上げとなっておりますし、目安を5円から8円上回った県はですねいずれもCランクと。最も引き上げ額が高いのは島根と佐賀の47円。そして全国加重平均で43円の引き上げとなって、中央最賃の答申を2円上回っている。

鹿児島県の実情としては、44円、目安39円に対しての引き上げとなっております。特にここ2年間の地域別の金額から見ると、地域間格差の是正、そして人材流出の危機感の表れではないかというようなことで思っております。

地賃の話も含めてご説明させていただきましたが、全体的にどの企業も人手不足というようなことで九州経済研究所のデータからも読み取れますように、どのように人を確保していくのかというようなところが重要になっていくと思っております。やはり企業内の最低賃金の協定もですが、ここは労使ともにイニシアティブを発揮しまして、自動車産業の発展に向けてどのように人を集めていくのかということを実際に議論していきたいというふうに思っております。現状、どの業種も人手不足というようなことで、特に今、国体関係もありますけれど、バス、タクシーも含めて人材が足りないというようなことになっております。この人がいない中で自動車産業としてどのように人を集めていく、そして自動車産業自体の魅力をどう伝えていくのかということをやっていかないといけないんじゃないのかなと思っておりますので、今年度は今までにない大幅な賃上げも目指していかなければならないのかなというふうに思っておりますし、自動車産業に限ったわけではありませんが、連合としましても誰もが1,000円というようなところを目標に掲げております。まずはそこに向けて、やはりこの特質の意義であります優位性などを考えて早めにその目標の1,000円に向けて自動車産業の方で引っ張っていければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の方からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、労側からの基本的な考え方等のご説明でした。

続きまして、使用者側の方の基本的な考え方等の説明をお願いいたします。

○ 小原委員

非常に詳しい資料とご説明の方いただきまして、ありがとうございました。私どもも整理し直すことができしております。

使用者側の考え方というところで少し述べさせていただきたいんですけども、まず世の中からいきますと、ご承知のとおり物価高というところがここ数年続いてきておまして、デフレというところもですね、まあ日本病みたいのところも長年続いてきております。ここに、価格転嫁、賃金をアップさせるということのですね好循環を生んでいくというのが、白石委員からもあられましたとおりですね、国力、国の価値を上げていくということで、非常に大事なところなのかなというふうに思っております。

そうですね、技能実習生のお話もありましたけれども、ここも本当におっしゃるとおりかなと。お隣り韓国にもですね、最賃が遅れをとってしまっているということで、マレーシアです

とか、韓国の方にですね人材を、ちょっと言葉はあれですけども、採用し負けているという状況もですね、やはり長い目で見ていっても打破していかなければならない。その原点がこの最賃のところにもあるのかなというふうに思っております。

業界でいきますと、部会長がおっしゃられました人口減少を前提にですね、あと100年ケース・マースによります、100年に1度の大変革期、技術競争、これによりましてですね、販売店等の再編を含め改革、こういったところを長期的に見ますと、非常に厳しい競争下にさらされているというのが実態であると思っております。

ただ、一方で短期的に見ますと、コロナ禍でありました半導体の供給不足、これを確実に脱してきつつあって、一部メーカーを除くというところでは、これから全体的にも半導体の供給というのが安定してきまして、コロナ前の生産台数、販売台数等にですね着実に戻っていくんだらうなと。回復基調にあるなというふうなことが間違いなく言えるかと思えます。

そういうところを総合的に勘案しますと、やはり県別最賃でございましたような方向性というのは、間違いなくこの自動車小売の今回の協議にも同じことが言えるんだらうなというふうに思っております。

ポイントとしましては、では県別最賃と比べて産業別としまして、妥当な賃上げの高さというのがどこにあるのかということをいろいろディスカッションさせていただくと、そういうことにならうかと思っております。

今回はどうぞよろしく願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、使用者側からの基本的な考え方等のご報告でした。

ただ今のお互いの説明、発言について、ご意見・ご質疑等ございませんか。

○ 白石委員

今、小原委員の方からも説明をいただきました。ありがとうございます。

実際、自動車の販売というようなところで見ると、回復傾向にあるというようなことも今お聞きしましたし、日銀のデータだとか鹿銀さんのデータを見ると、やはり地域全体も回復しておりますし、自動車の販売数も上回っていっていると思っております。

私どもは、今、部会長が頭の方で言われましたけれど、やはりこの特定最賃をやっている意義というか、鹿児島であるのは自動車だけだというようなこともございますし、やはり自動車産業を、国はもとよりですけど、鹿児島の方も賃金を含めてやはり自動車というようなところがリーダーシップを発揮して行って、県全体の底上げもしていけないといけないと、重要な役割を担っているのかなというふうに思っております。自動車産業だけというような話ではなくて、全体の鹿児島県の底上げというようなところから見ると、やはり労使ともにそこに重きを置きながら、全体的に鹿児島県を上げていくというような形で、産業自体ということよりも県全体の大きなところを見ても役割は大きいのではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○ 小原委員

物価が上がってきて、賃金がどこまで上がるかというところの一番大事なことは、ちょっとここのご審議とは違うんですけれども、県とおっしゃられましたけれども、地方ですね、あと中小企業、ここに本当にそういう価格転嫁がしやすい状況、また大手でですね、稼ぎが止まってしまって中小には流れてこないとか、地方には流れてこないとか、こういうことをやっていかないと、鹿児島県としては非常に、物価だけが上がって潤うところはないというような結果になりかねないんだろうなというふうに危惧しております。

なので、そういう視点も持ちながら、少しニュアンスは違うんですけれども、自動車小売として今この最賃のところですね、そういう危機感を持ちながらも、どうここに反映させていくのかというのはですね、県とかも見ながらですね、おっしゃられているとおり自動車産業だけではないんですけれども、そういうことも孕んでいるよなということですね考えてまいりたなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

私も部会長という立場を離れて若干意見等申すならば、まさに自動車産業さんというのが唯一の産業別最賃だと。ということは、リーディング業種としての役割とかプライドを持っていらっしゃる。そういった意味ではお互い、白石委員が言われたこととも共通しております。そして、小原委員の発言の中にあるように、この業界、この県の状況も含めてやはりもっといい方向に持っていきたいという共通の理解を見たという気がいたしております。

非常に建設的なご意見をいただいたという気がいたしております。ありがとうございます。ほかには、労使どちらかでもよろしいかと思えます。ご質問、ご意見等ございませんか。

○ 白石委員

付け加えてですけれど、今小原委員の方から価格転嫁の話がございました。やはりそこはきちんと進めていかないといけないんじゃないのかなと思えますけれども。そこは労働側として、なかなか踏み込めないというようなところも、企業同士間もあります。そのところに関しては、連合自体も県の方にパートナーシップ制も含めて価格転嫁の方、今お願いしているところなんですけれど、なかなかそこが県全体に伝わっていないと。

地域別の最低賃金の中でも少し出たんですけれども、資料の中でも私もちょっと出したんですけれども、企業が価格転嫁のパートナーシップ制度自体を知らないだとか、やっても意味がないだとかいう割合が相当多かったものですから、そのへんもひっくるめて業界自体としましても、周知というかそこを進めてもらいたいなというふうに思います。特賃の話とはちょっとずれるかもしれませんが、やはりそこはですね経営者側の方を中心として価格転嫁のところは進めてもらっていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○ 森山委員

皆様がおっしゃるとおりなんですけれども、現実問題として、私は零細企業です。そして皆様は大手におられるので、ちょっとそこに違和感があるのかなというのは感じました。

そして私がこの、今のこの最賃の委員をさせていただいているということを、ある病院の先生なんですけれども、36年精神的障害者の支援をして印刷会社を、本を出していると、そしていろんな支援をしていると。でもこれ以上、この自動車とは関係ないんですけれども、白石委員のおっしゃるように車の方でね、上にディーラーとしてなって引き上げていこうとするならば、零細企業の人たちは非常に困っているのが現実です。それで、その先生がおっしゃるには、私は支援活動をしてきていると、36年出版会社を抱えているけれども、本当、最賃が上がればやめなければいけない、支援すらできなくなってくるということをおっしゃいました。それを伝えてほしいということでした。

そして私は、零細企業の仲間同士の中では、会社に利幅がない限り、最賃を上げたくても上げられないのが現状なんです。また、会社の小さい10人、15、6人の会社は特にそれが全身で浴びてくるんですね。だから、大手の会社、大手の労働組合の方々とは大きく違うものがあります。そこにやっぱり目を向けていただきたい。これは零細企業の仲間を代表して言葉をさせていただきます。零細企業の仲間も会社をやめないといけない状況に陥らないように、おっしゃっていることは十分理解もできておりますし、そうしなければいけないということも分かっておりますけれども、現実理想だけではいけないんだなというのを身をもって今感じているところでございます。そして何回も言いますように、零細企業の人達からそういうことを伝えてほしいということでしたので、一応そういうことを申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他には、基本的な考え等に関連したご質問、ご意見等ございませんか。

○ 川口部会長

無いようでしたら、先ほどらい聞いておりましたお互いの報告の中で、共通の理解、共通の認識というのは多分にあるという気がいたします。最終的には金額の提示、金額の調整で、適正な価格とは、適正な最低賃金とはどの程度なのかという議論に入っていこうかと考えておりますけれども、本日のこの会議で金額の提示等まで準備できておりますでしょうか。もし、ないのであれば次回に提示いただくというかたちになりますが、どうですか。

○ 白石委員

今回は、基本的な考え方ということもございましたので、金額の提示はですね本日は控えさせていただきます。次回の時にデータとか、ご説明した上で提示させてもらいたいというふう

に思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側の方はいかがですか。

○ 小原委員

次回で。

○ 川口部会長

はい、了解いたしました。それでは、本日の会議においては金額提示まではいかないということで、労使各側からの基本的な考えと意見交換という形で終わらせておきたいと思います。

次回には、ぜひ具体的な金額提示をいただき、踏み込んだ審議、そして適正な金額調整、あり方等是非有意義な審議に結び付けていけたらなあと考えているところであります。それでは、これからスムーズな審議が行えますよう、よろしくご協力をお願いしたいところです。

それでは、議題6ということで、今後の日程調整についての報告を事務局りお願いします。

○ 松下補佐

それでは、本年度の第2回目以降の専門部会の開催の日程につきましてなんですが、次回、第2回専門部会を10月19日木曜日午前10時から、本日と同じこの第2会議室ですね、それから第3回専門部会を10月25日水曜日午前10時から、やはりこちらの第2会議室ですね、以上2つの日程を確保しておりますのでご確認をお願いいたします。

また、第3回ですね結審しない場合につきましては、第4回専門部会を開催いたしますが、日程はですね10月30日月曜日を予備日としております。会場につきましては、本日と同じこの第2会議室となっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありましたが、日程等、皆さんのご意見等はいかがでしょう。

今後、この日程で進めることでよろしいですか。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、本専門部会の今後の開催回数を目安として、一応2回ということで確認していただいて、第2回目を10月19日木曜日午前10時から、本日と同じくこの第2会議室、そして第3回目を10月25日水曜日午前10時から、本日と同じくこの第2会議室で開催することにしたと思います。

しかしながら、その間結論が出なかった場合、予備日として、10月30日月曜日を予備日と

して対応することとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 川口部会長
それでは、議題7のその他です。委員の皆さんから他に何かございませんか。

- 川口部会長
無いようです。事務局からは何かございませんか。

- 松下補佐
それでは、先程、今後の開催日程を協議していただきましたので、次回以降の開催案内の文書を今からお配りいたしますので、よろしくお願いします。
なお、本日欠席の委員の方にはまた郵送させていただきます。

- 川口部会長
それでは、最後になりました。議事録、本日の会議の議事録確認者を指名いたしたいと思います。
労側は、白石委員、使用者側は小原委員にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。
それでは、本日の専門部会、これにてすべて議事を終了いたしました。これにて閉会いたします。誠にありがとうございました。